

指定居宅介護支援

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第1273100089号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

社 会 福 祉 法 人 金 谷 温 清 会
在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー 金 谷 の 里

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 金谷温清会
(2) 法人所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
(3) 電話番号 0439-69-8400
(4) 代表者氏名 理事長 平 鳶 一 良
(5) 設立年月 平成8年12月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成12年1月4日
(指定都道府県：千葉県、指定番号：1273100089)
(2) 事業所の目的 介護保険法令に伴い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に居宅介護支援サービスを提供します。
(3) 事業所の名称 在宅介護支援センター 金谷の里
(4) 事業所の所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
(5) 電話番号 0439-69-8333
※夜間、緊急時も上記連絡先までご連絡下さい。
(6) 管理者氏名 センター長 福 原 賢 一
(7) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業実施地域 富津市 ・ 鋸南町
(2) 職員の配置状況

職種	配置基準
管理者	専らその職務に従事する常勤の者1名
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の者1名以上
事務職員	1名

- (3) 営業日・営業時間

営業日	年中無休
営業時間	通常時午前8時～午後5時（緊急時24時間対応）

4. サービス利用料金の説明

【介護保険適用（介護報酬について）】

- (1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、居宅介護支援事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料の支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、7級地 10.21円となります。

(3) 居宅介護支援費

介護保険制度で定められている居宅介護支援費に基づき、下記の通り、①居宅介護支援費（Ⅰ）、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合には、②居宅介護支援費（Ⅱ）を算定させていただきます。

① 居宅介護支援費（Ⅰ）

ア 居宅介護支援の介護報酬は、事業所の要介護利用者数に要支援利用者数の3分の1の数を加え、介護支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が45件未満の場合に、下記表の居宅介護支援（ⅰ）を算定します。

イ 取扱件数が45件以上の場合、45件以上60件未満の部分において下記表の居宅介護支援（ⅱ）を算定します。

ウ 取扱件数が45件以上の場合、60件以上の部分において下記表の居宅介護支援（ⅲ）を算定します。

② 居宅介護支援費（Ⅱ）

ア 取扱件数が50件未満の場合、下記表の居宅介護支援（ⅰ）を算定します。

イ 取扱件数が50件以上の場合、50件以上60件未満の部分において下記表の居宅介護支援（ⅱ）を算定します。

ウ 取扱件数が50件以上の場合、60件以上の部分において下記表の居宅介護支援（ⅲ）を算定します。

※ 取扱件数については、契約順となります。

	取扱件数	要介護度	単位数	介護報酬
①居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	1,086	11,088円
		要介護3・4・5	1,411	14,406円
	居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	544	5,554円
		要介護3・4・5	704	7,187円
	居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	326	3,328円
		要介護3・4・5	422	4,308円
②居宅介護支援費（Ⅱ）	居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	1,086	11,088円
		要介護3・4・5	1,411	14,406円
	居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	527	5,380円
		要介護3・4・5	683	6,973円
	居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	316	3,226円
		要介護3・4・5	410	4,186円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記、所定単位数の50/100に減算となります。また、2ヵ月以上継続している場合は、所定単位数を算定しないこととなります。

※ 当事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記、所定単位数より200単位を減算することとなります。

(4) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に関わる評価

看取り期における居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が契約者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、契約者がお亡くなりになりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適切と認められる場合において、上記(3)居宅介護支援費を算定させていただきます。

(5) 特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に適合し、「特定事業所」として県に届出をした場合に算定させていただきます。厚生労働大臣が定める基準、算定要件は下記の通りです。

① 特定事業所加算 (I)

ア 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。

イ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置。

ウ 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。

エ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制確保。

オ 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3、4又は5である者の割合が4割以上。

カ 介護支援専門員に対し、計画的に研修の実施。

キ 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合にサービス提供をしている。

ク 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難聴患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加すること。

ケ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。

コ 介護支援専門員1人当たりの利用者平均件数が45件未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は50件未満)である。

サ 介護支援専門員実務研修における実習等の協力又は協力体制を確保している。

シ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同の事例検討・研究会等の実施をしている。

ス 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括されるような居宅サービス計画を作成している。

② 特定事業所加算 (II)

特定事業所加算Iの②、③、④、⑥から⑬を満たし、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。

③ 特定事業所加算 (III)

特定事業所加算Iの③、④、⑥から⑬を満たし、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置し、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名配置している。

④ 特定事業所加算 (A)

特定事業所加算Iの③、④、⑥から⑬を満たし、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を

配置し、常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、及び非常勤かつ専従の介護支援専門員について常勤換算方法で1以上となる人数を配置している。

特定事業所加算区分	加算単位数	介護報酬
特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9	5, 2 9 8円
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1	4, 2 9 8円
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3	3, 2 9 7円
特定事業所加算（A）	1 1 4	1, 1 6 3円

（6） 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所加算ⅠからⅢのいずれかを取得し、かつ、前々年度3月から前年度2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携を35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している。

加算項目	加算単位数	介護報酬
特定事業所医療連携加算	1 2 5	1, 2 7 6円

（7） 初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合に算定させていただきます。

加算項目	加算単位数	介護報酬
初回加算	3 0 0	3, 0 6 3円

（8） 特別地域加算

当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の特別地域に所在する場合、特別地域居宅介護支援加算として15%の割合を介護報酬に加算させていただきます。

（9） 中山間地域等の小規模事業所加算

当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に所在し、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、10%の割合を加算させていただきます。

（10） 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

中山間地域等に居住する利用者へサービス提供を行った場合、5%の割合を加算させていただきます。なお、前記3の（1）の事業実施地域にお住まいの方は該当いたしません。

（11） 医療連携加算

病院等に入院する利用者につき、当該病院等の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定させていただきます。

① 入院時情報連携加算Ⅰ

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報をていきょうしていること。

② 入院時情報連携加算Ⅱ

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

加算項目	単位数	介護報酬
入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,553円
入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,042円

(12) 退院・退所加算

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を求めることその他の連携を行った場合に算定させていただきます。

なお、算定要件は下記の通りです。

① 退院・退所加算Ⅰ

ア 病院等・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により、1回受けている。

イ 病院等・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている。

② 退院・退所加算Ⅱ

ア 病院等・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により、2回受けている。

イ 病院等・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

③ 退院・退所加算Ⅲ

病院等・施設の職員から利用者に関する必要な情報提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

※初回加算を算定する場合には算定いたしません。

加算項目		単位数	介護報酬
退院・退所加算Ⅰ	イ	450	4,594円
	ロ	600	6,126円
退院・退所加算Ⅱ	イ	600	6,126円
	ロ	750	7,657円
退院・退所加算Ⅲ		900	9,189円

(13) 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合に算定させていただきます。

加算項目	単位数	介護報酬
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,042円

(14) 通院時情報連携加算

契約者が通院時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して契約者の心身の状況や生活環境等、必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から契約者に関する必要な状況の提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に1月に1回を限度に算定

します。

加算項目	単位数	介護報酬
通院時情報連携加算	50	510円

(15) ターミナルケアマネジメント加算

当事業所が利用者またはそのご家族に対して、24時間連絡体制を確保しており、かつ、必要に応じて支援を提供できる体制を整備している場合において、利用者のお亡くなりになられる日及び亡くなられる前14日以内に2回以上、利用者またはそのご家族に同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等及び居宅サービスに位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合に算定します。

加算項目	単位数	介護報酬
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,084円

(16) 業務継続計画未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(17) 高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(18) 身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

(19) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント所定単位数の95%を算定します。

【介護保険適用外（実費負担額）について】

(1) 交通費

前記3の(1)の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する際の交通費の実費が必要です。

(2) 複写物の交付

契約者は指定居宅介護支援の提供における記録の複写物の交付を受けることができます。

但し、記録の複写にかかる実費相当の費用、1枚10円を利用者が支払うものとします。

(3) 解約料

契約者の都合により契約後、居宅サービス計画の作成段階中で解約した場合は、要介護度に応じた居宅介護利用料金と同額の解約料をいただきます。

5. 当事業所が提供するサービスの内容とサービスの終了

(1) サービスの内容

① 契約者およびその家族と面接を行い、情報の収集や生活における解決すべき課題を把握し、指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適切に提供し、契約者にサービスの選択を求めます。

なお、サービスの選択においては、公正・中立に契約者にとって最善のサービス選択が行えるよう、契約者は複数の指定居宅サービス事業所等の紹介や当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができるものとします。

又、当事業所が作成した居宅サービス計画の総数における訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、及び福祉用具貸与（以下「訪問介護等」という）の利用割合、訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供された割合等、説明を行います。

- ② 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、契約者およびその家族へ説明し、契約者から文書の同意を受け、交付します。

なお、訪問看護等の医療サービスを利用する場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。また、居宅サービス計画を主治医等に交付するものとします。

- ③ 契約者およびその家族に関する情報について、指定居宅サービス事業所や医療機関等、各関係機関等と情報を共有し、サービス提供を行うものとします。

指定居宅サービス事業所等から契約者に係る情報提供を受けた内容やモニタリング等で把握した契約者の状態について、契約者の口腔に関する問題や服薬状況等、契約者の心身の状況に係る情報のうち、必要と認められるものは、契約者の同意を得て主治医や歯科医師、薬剤師等に情報提供をするものとします。

なお、契約者が病院等へ入院する必要性が生じた場合、契約者およびその家族より、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えていただくものとします。

- ④ 要介護認定等、介護保険制度等に関わる各種申請の申請代行を行います。

また、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を区市町村に届け出るものとします。

- ⑤ 給付管理業務等、介護保険請求に関わる各種諸手続きを行います。

（２）サービスの終了

- ① 契約者の都合で終了する場合。

終了予定日の１ヶ月前までに文書にて、お申し出下されば解約できます。

- ② 当法人の都合で終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護に入所した場合。

イ 契約者の介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合。（ただし、要支援と認定された後の更新等申請により、再び要介護と認定され、居宅介護支援が必要となり、契約者が当事業所を支援事業所として選択する意志のある場合は、利用者と事業所の合意のもとで【契約書別紙】を新たに作成することにより、再契約をしたものとする事が出来る。）

ウ 契約者がお亡くなりになった場合。

エ その他

契約者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了さ

せていただく場合があります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活ができるように配慮する。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(2) 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても必要な支援が継続的に提供できる体制構築に向けて事業継続に向けた指針の整備、研修等を実施するものとします。

又、地域や各関係機関、保険医療サービス及び福祉サービス等と連携・協働し、支援体制の整備を行う。

(3) サービスの提供方法

全社協 居宅サービス計画ガイドライン方式による。

7. 虐待防止のための措置

(1) 契約書の人権の擁護、尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。

又、身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。契約者の人格を尊重する視点に立ったサービスに勤め、虐待防止に必要な処置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。

(2) 当事業所は、虐待防止のための指針を整備するとともに、契約者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な研修等を実施するものとします。

(3) 当事業所は、前項の措置を適切に実施するために、虐待防止担当者を配置します。

・虐待防止担当者 (センター長 福 原 賢 一)

(4) 当事業所が身体拘束をやむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、

実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切な記録をします。

① 切迫性：契約者又は他ご利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

8. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 センター長 福原賢一

○苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘

○受付時間 8:00～17:00
○電話 0439-69-8333

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

富津市介護福祉課	所在地 富津市下飯野 2 4 4 3 電話番号 0 4 3 9 (8 0) 1 2 6 2
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所在地 千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3 電話番号 0 4 3 (2 5 4) 7 4 0 9
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号 電話番号 0 4 3 (2 4 6) 0 2 9 4

(3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な 立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当事業所の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏 (長谷川法律事務所弁護士) 電話：043-221-5428

(4) 福祉サービス第三者評価

直近の実施日：平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日～平成 1 7 年 1 月 8 日

評価機関名：株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート

9. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は管理者に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

在宅介護支援センター 金谷の里

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所の介護支援専門員から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人
(身元保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印